4　配当に対しては、源泉地国において、親会社が子会社から受け取る配当の場合には五パーセントを超えない税率により、その他の配当の場合には十パーセントを超えない税率により、それぞれ課税することができる。利子に対しては、源泉地国において、政府等が取得する利子の場合には課税が免除され、その他の利子の場合には八パーセントを超えない税率により課税することができる。使用料に対しては、源泉地国において、八パーセントを超えない税率により課税することができる。（第十条～第十二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第十三条関係）

6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第十四条～第十六条関係）

7　一方の締約国の居住者に支払われる退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務について支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生等が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第十七条～第十九条関係）

8　この協定の各条に規定がない所得に対しては、所得を取得する者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二十条関係）

9　日本国の居住者が納付するキルギス共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。キルギス共和国の居住者が納付する日本国の租税の額は、キルギス共和国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二十一条及び第二十二条関係）

10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの協定の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二十三条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二十四条関係）

12　この協定は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二十五条関係）

13　取引等の主要な目的がこの協定の特典を受けることである場合には、この協定の特典は与えられない。（第二十六条関係）

14　この協定は、各締約国がこの協定の効力発生に必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。また、この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二十八条及び第二十九条関係）

法　律

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第五十二号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律

（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第一条　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「原動機付自転車」の下に「（次条第四号イにおいて単に「原動機付自転車」という。）」を加える。

第二条第一号を次のように改める。

一　アルコール影響正常運転困難状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。）で自動車を走行させる行為

第二条中第八号を第十一号とし、第四号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為

第二条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速度で自動車を運転する行為（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に満たないものに限る。）

イ　最高速度（道路交通法第二十二条第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度（原動機付自転車を運転する場合にあっては、同法第三条に規定する普通自動二輪車の最高速度）をいう。以下この号において同じ。）が六十キロメートル毎時以下である場合　最高速度を五十キロメートル毎時超える速度

ロ　最高速度が六十キロメートル毎時を超える場合　最高速度を六十キロメートル毎時超える速度

第二条第一号の次に次の一号を加える。

二　薬物影響正常運転困難状態（薬物の影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。）で自動車を走行させる行為

第三条第一項中「又は薬物の影響により」を「の影響により」に「そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態」を「アルコール影響正常運転困難状態」に改め、同項に後段として次のように加える。

薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、薬物影響正常運転困難状態に陥り、人を死傷させた者も、同様とする。

第六条第一項中「第三号」を「第五号」に改める。